



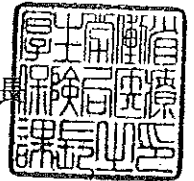
保医発第0630001号
平成21年6月30日

地方厚生(支)局医療指導課長
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成21年厚生労働省告示第342号)が公布され、平成21年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を別紙のとおり改正し、平成21年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

(別表) II の151の次に次のように加える。

152 胸郭変形矯正用材料

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「体内固定システム」であること。
- ② 胸郭不全症候群患者の胸郭変形の安定又は矯正を目的として使用する材料であること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用部位により、肋骨間用、肋骨腰椎間用、肋骨腸骨間用及び固定クリップ（伸展術時交換用）の合計４区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 肋骨間用

両端とも肋骨に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット（ハーフコネクター又はエクステンデトハーフコネクター２個、ロックングクリップ２個、頭側クレードル１個、尾側クレードル１個、リブスリーブ１個及びディストラクションロックングクリップ２個を含む。）であること。

② 肋骨腰椎間用

頭側端は肋骨に、尾側端は腰椎に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット（ハーフコネクター又はエクステンデトハーフコネクター１個、ロックングクリップ１個、頭側クレードル１個、リブスリーブ１個、腰椎用エクステンション１個、オフセットラミナフック１個及びディストラクションロックングクリップ２個を含む。）であること。

③ 肋骨腸骨間用

頭側端は肋骨に、尾側端は腸骨に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット（ハーフコネクター又はエクステンデトハーフコネクター１個、ロックングクリップ１個、頭側クレードル１個、リブスリーブ１個、腰椎用エクステンション１個、USS SSエクステンションコネクター１個、S-フック１個及びディストラクションロックングクリップ２個を含む。）であること。

④ 固定クリップ（伸展術時交換用）

ディストラクションロックングクリップであること。

153 経皮的動脈管閉鎖セット

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」であること。
- (2) 動脈管の閉鎖を目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

154 脳動静脈奇形術前塞栓材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」であること。
- (2) 脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置としての血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。